

支出負担行為担当官
防衛省大臣官房会計課
会計管理官 廣瀬 和希
(公 印 省 略)

公 告

下記により入札を実施するので、入札心得及び契約条項等を了承の上、参加されたい。

記

1. 入札に付する事項

調達番号	件名	内容	履行場所	履行期限
R8-S-0572	装備品RMFガイドラインの検討に係る支援役務	仕様書のとおり	仕様書のとおり	自：契約締結日 至：令和9年3月31日

2. 入札方式 一般競争入札（総合評価落札方式、電子調達システム（政府電子調達（GEP S））対象案件）

3. 入札日時 令和8年10月30日(金)（10：30）

4. 入札場所 防衛省市ヶ谷庁舎E2棟3階入札室

5. 参加資格

(1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。

(2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。

(3) 令和07・08・09年度防衛省競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」のC等級以上に格付けされ、関東・甲信越地域の競争参加資格を有するもの。

(4) 防衛省から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止等の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。

(5) 前号により、現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であつて、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。

(6) 上記（3）の等級にかかわらず、防衛省所管契約事務取扱細則（平成18年防衛庁訓令第108号）第18条第4項各号のいずれかに該当する者（具体的には、以下ア～キのいずれかに該当する者）であること。なお、要件に該当する者で入札に参加しようとするものについては、令和8年9月10日（木）12：00 までに下記ア～キに記載する書類等を防衛省大臣官房会計課契約係へ提出すること。

ア 当該入札に係る物品と同等以上の仕様の物品を製造した実績等を証明できる者

イ 資格審査の統一基準により算定された総合審査数値に以下の技術力の評価の数値を加算した場合に、当該入札に係る等級に相当する数値となる者

項 目	基 準	数 値
入札物品等（訓令第18条第4項に規定する契約の対象となる物品又は役務をいう。以下同じ）に関連する特許保有件数	3件以上	15
	2件	10
	1件	5
入札物品の製造等（訓令第18条第4項に規定する契約の対象となる物品の製造又は役務の提供等をいう。以下同じ）に携わる技術士資格保有者数	9人以上	15
	7～8人	12
	5～6人	9
	3～4人	6
	1～2人	3
入札物品の製造等に携わる技能認定者数（特級、一級、単一級）	11人以上	6
	9～10人	5
	7～8人	4
	5～6人	3
	3～4人	2
	1～2人	1

注：1 特許には、海外で取得したものを含む。

2 技術士には、技術士と同等以上の科学技術に関する外国の資格のうち文部科学省令で定めるものを有する者であつて、技術士の業務を行うのに必要な相当の知識及

び能力を有すると文部科学大臣が認めたものを含む。

ウ S B I R制度の特定新技術補助金等の交付先中小企業者等であり、当該入札に係る物品又は役務に関する分野における技術力を証明できる者

エ 株式会社産業革新投資機構、独立行政法人中小企業基盤整備機構、株式会社地域経済活性化支援機構、株式会社農林漁業成長産業化支援機構、株式会社民間資金等活用事業推進機構、官民イノベーションプログラム、株式会社海外需要開拓支援機構、一般社団法人環境不動産普及促進機構における耐震・環境不動産形成促進事業、株式会社日本政策投資銀行における特定投資業務、株式会社海外交通・都市開発事業支援機構、国立研究開発法人科学技術振興機構、株式会社海外通信・放送・郵便事業支援機構、一般社団法人グリーンファイナンス推進機構における地域脱炭素投資促進ファンド事業及び株式会社脱炭素化支援機構の支援対象事業者又は当該支援対象事業者の出資先事業者であり、当該競争に係る物品又は役務に関する分野における技術力を証明できる者

オ 国立研究開発法人（科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律（平成20年法律第63号）第2条第9項に規定する研究開発法人のうち、同法別表第3に掲げるものをいう。）が同法第34条の6第1項の規定により行う出資のうち、金銭出資の出資先事業者又は当該出資先事業者の出資先事業者であり、当該競争に係る物品又は役務に関する分野における技術力を証明できる者

カ 国立研究開発法人日本医療研究開発機構による「創薬ベンチャーエコシステム強化事業（ベンチャーキャピタルの認定）」又は国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構による「研究開発型スタートアップ支援事業（ベンチャーキャピタル等の認定）」において採択された者の出資先事業者であり、当該競争に係る物品又は役務に関する分野における技術力を証明できる者

キ グローバルに活躍するスタートアップを創出するための官民による集中プログラム（J-Startup又はJ-Startup地域版）に選定された事業者であり、当該競争に係る物品又は役務に関する分野における技術力を証明できる者

6. 入札方法 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10%に相当する額を加算した額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

7. 入札保証金及び契約保証金 免除

8. 入札の無効 5の参加資格のない者のした入札または入札に関する条件に反した入札は無効とする。

9. 契約書作成の要否 要

10. 適用する契約条項 役務等契約条項、談合等の不正行為に関する特約条項、暴力団排除に関する特約条項、装備品等及び役務の調達における情報セキュリティの確保に関する特約条項、情報システムの調達に係るサプライチェーン・リスク対応に関する特約条項

11. その他

（1）細部入札要領については別途配布する「一般競争入札の案内について」（以下、入札案内）のとおり。

（2）入札案内受領の際、資格審査結果通知書（全省庁統一資格）の写しを提示すること。

（3）原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めないものとする。ただし、真にやむを得ない事由を防衛省が認めた場合には、この限りではない。

（4）入札に関する条件 仕様書3.1 a)～e)に定める本業務の実施体制並びに仕様書5 1)～3)に定める契約の履行体制に関する資料を提出し、適合すると認められること

（提出期限：令和8年 9月 14日（月） 12:00 必要に応じ追加資料の提出を求めることがある。）。

（4）この一般競争（総合評価落札方式）に参加を希望するものは、応札資料作成要領に定める提出物を 令和8年 9月 25日（金） 12:00 までに提出しなければならない。

（5）本案件は、府省共通の「電子調達システム」（<https://www.p-portal.go.jp>）を利用した応札及び入開札手続により実施するものとする。ただし、電子調達システムによりがたい者は、「紙」による入札書等の提出も可とするが、郵便入札については、令和8年 10月 28日（水）までに、下記担当者必着分を有効とする。

（6）落札者が、10に掲げる契約条項のほか、中小企業信用保険法第2条第1項に規定する中小

- 企業者である場合は、「債権譲渡制限特約の部分的解除のための特約条項」を別途適用する。
- (7) 入札案内の交付場所、契約条項を示す場所及び問合せ先
〒162-8801 東京都新宿区市谷本村町5-1 (庁舎A棟10階) ※顔写真付の身分証明書を
持参すること。
受付時間 9:30～18:15 (12:00～13:00までの間を除く)

また、入札案内のメール配布を希望する者は、以下のとおりメールを送信すること。

メールアドレス：naikyoku_chotatsu_mailmagazine@ext.mod.go.jp
メール件名：「件名：〇〇〇」 入札案内送信依頼
添付ファイル：資格審査結果通知書（全省庁統一資格）の写し
防衛省大臣官房会計課契約係 高瀬 電話 03-3268-3111 内線20826

仕様書			
件 名	装備品RMFガイドラインの検討に係る支援役務	作成年月日	令和8年8月18日
		仕様書番号	
		整備計画局サイバー整備課	

1. 総則

1.1 適用範囲

本仕様書は、防衛省における装備品RMFガイドラインの作成に向けた、装備品RMFガイドラインの案（以下「ガイドライン案」という。）の作成、検証及び制度化の検討に係る支援役務（以下「本役務」という。）について規定する。

1.2 用語の定義

本仕様書における用語は、引用文書及び関連文書に規定するもののほか、次に掲げるとおりとする。

- a) RMF 情報システムにおけるリスク管理枠組み（RMF）実施要領に基づき、情報システムのライフサイクル全般を通じてセキュリティに係るリスクを継続的に管理するための枠組みをいう。
- b) 装備品RMFガイドライン 航空機、艦船、車両等の装備品にRMFを適用するための考え方及び手順を示す文書をいう。
- c) 評価単位 装備品の認可境界内にあるサブシステム、構成品、ソフトウェア、ファームウェア、外部接続その他の要素について、管理策の選定、実装状況の確認及び評価結果の整理を行うために、本役務において設定する単位をいう。なお、評価単位は、それ自体について個別の運用承認を行う対象であることを意味するものではない。

1.3 引用文書等

本仕様書に引用する以下の文書は、本仕様書に規定する範囲内において、本仕様書の一部をなすものとする。適用する版は次に掲げる版を基本とし、改正又は後継文書がある場合の取扱いは、官側と協議の上、定めるものとする。なお、引用文書が定める事項が本仕様書の内容と異なる場合は、本仕様書の内容を優先する。ただし、原文が日本語以外の言語かつ日本語訳文があるものであって、原文と日本語訳文に差異がある場合は原文を優先するものとする。

a) 引用文書

- 1) 防衛省の情報保証に関する訓令（平成19年防衛省訓令第160号）（以下「訓令」という。）
- 2) 情報システムにおけるリスク管理枠組み（RMF）実施要領（令和6年11月20日情報保証統括責任者）
- 3) リスク管理枠組み（RMF）におけるセキュリティ管理策（令和5年7月3日情報保証統括責任者）
- 4) 装備品等及び役務の調達における情報セキュリティの確保について（通達）（防装庁（事）第137号。令和4年3月31日）（以下「情報セキュリティ通達」という。）
- 5) 情報システムに関する調達に係るサプライチェーン・リスク対応のための措置について（通達）（防装庁（事）第3号。31.1.9）
- 6) 環境物品等の調達の推進に関する基本方針（令和8年2月3日閣議決定）
- 7) 著作権法（昭和45年法律第48号）
- 8) NIST SP 800-37 Rev.2

9) NIST SP 800-53 Rev. 5

b) 関連文書

- 1) 防衛省の情報保証に関する訓令の運用について（通達）（防運情第 9248 号。19. 9. 20）
- 2) 情報システムに関する調達に係るサプライチェーン・リスク対応のための措置の細部事項について（通知）（装プ武第 188 号。31. 1. 9）
- 3) IT 利用装備品等及び IT 利用装備品等関連役務の調達におけるサプライチェーン・リスクへの対応について（通知）（装管調第 807 号。令和 3 年 1 月 21 日）
- 4) IT 利用装備品等及び IT 利用装備品等関連役務の調達におけるサプライチェーン・リスクへの対応に関する事務処理要領について（通知）（装管調第 808 号。令和 3 年 1 月 21 日）
- 5) 国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成 12 年法律第 100 号）
- 6) 特許法（昭和 34 年法律第 121 号）
- 7) IT 調達に係る国等の物品等又は役務の調達方針及び調達手続に関する申合せ（平成 30 年 12 月 10 日関係省庁申合せ）
- 8) デジタル・ガバメント推進標準ガイドライン（2025 年（令和 7 年）5 月 27 日デジタル社会推進会議幹事会決定）
- 9) 防衛省における標準ガイドラインの適用について（平成 27 年 3 月 31 日防衛省行政情報化推進委員会決定）
- 10) サイバーセキュリティ戦略（令和 3 年 9 月 28 日閣議決定）
- 11) 政府機関等のサイバーセキュリティ対策のための統一規範（令和 7 年 6 月 27 日サイバーセキュリティ戦略本部決定）
- 12) 政府機関等のサイバーセキュリティ対策のための統一基準（令和 7 年度版）（令和 7 年 6 月 27 日サイバーセキュリティ戦略本部）
- 13) 政府機関等の対策基準策定のためのガイドライン（令和 7 年度版）（令和 7 年 7 月 1 日サイバーセキュリティ戦略本部）
- 14) 政府機関等のサイバーセキュリティ対策のための統一基準群に基づく情報セキュリティ監査の実施手引書（令和 7 年 7 月内閣官房国家サイバー統括室）
- 15) NIST SP 800-18 Rev. 2
- 16) NIST SP 800-30 Rev. 1
- 17) NIST SP 800-39
- 18) NIST SP 800-53A Rev. 5
- 19) NIST SP 800-137
- 20) NIST SP 800-161 Rev. 1 Update 1
- 21) FIPS 199
- 22) FIPS 200
- 23) CNSSI No. 1253
- 24) DoDI 8510. 01
- 25) DoDI 5000. 88

2. 役務に関する要求

2.1 役務の背景及び目的

2.1.1 役務の背景

防衛省・自衛隊においては、米国のセキュリティ基準を参考に RMF を導入し、全省的に情報システムのライフサイクル全般を通じたセキュリティ強化の取組を進めている。

情報保証訓令等における情報システムには、端末、サーバ、ネットワーク等を中心とする業務処理系の情報システムだけでなく、装備品も含まれる。一方、航空機、艦船、車両等の

装備品については、多数の構成品、サブシステム、ソフトウェア、外部接続及び保守・整備経路等を有し、業務処理系の情報システムとは異なる構成上及び運用上の特性を有する。このため、既存のRMF実施要領との整合を確保しつつ、装備品の特性に応じてRMFの適用手順を明確化し、運用の実効性を高める必要がある。

2.1.2 役務の目的

本役務は、航空機、艦船、車両等の装備品を対象として、装備品全体を一定の運用承認対象として捉え、装備品本体及びこれと関連するシステム等の関係を踏まえて認可境界を整理し、当該装備品に対してRMFを適用して運用承認を行うためのプロセスを整理するとともに、ガイドライン案の作成及び検証並びに関係する通知、要領その他の規則等の制定又は改正に係る検討を行い、官側による装備品RMFガイドラインの作成を支援することを目的とする。

複数の構成品を有する装備品について、構成品ごとに個別の運用承認を行うことは、手続及び評価の負担が過大となるおそれがある。このため、本役務においては、装備品本体及びこれと一体として機能する部分を一定の認可境界として捉えることを基本としつつ、外部支援システム、保守・整備系システム及び外部接続先との関係を踏まえ、認可境界の範囲を整理した上で、内部のサブシステム、構成品その他装備品本体と一体として機能する部分をRMF上の評価単位として整理し、当該評価単位ごとの評価結果を装備品全体の承認判断に集約するための手順を具体化する。

また、装備品の任務、運用形態、外部接続、保守・整備経路、情報の取扱い及びサブシステム等の特性を踏まえ、装備品をRMF上の評価単位に整理する際の考え方、評価単位ごとに適用する管理策又は管理策ファミリーを選定する考え方、複数の評価結果を装備品全体の残存リスク評価及び承認判断に反映する考え方を整理するものとする。

2.2 実施場所、役務期間

2.2.1 実施場所

防衛省市ヶ谷地区その他官側が指定する場所又は契約相手方の執務場所とする。

2.2.2 役務期間

契約締結日から令和9年3月31日（水）までとする。

2.3 役務実施事項

2.3.1 実施計画書等の作成

2.3.1.1 実施計画書の作成

本契約の締結後、契約相手方は、本役務を実施するために必要な作業の洗い出しを行い、実施計画書を作成し、官側と協議の上、提出すること。

2.3.1.2 実施体制表の作成

本契約の締結後、契約相手方は、本役務を実施するための体制整備を行い、実施体制表を作成し、官側と協議の上、提出すること。また、実施体制に変更が生じる場合は、遅滞なく官側と協議を行い、変更後の実施体制表を提出すること。

2.3.2 装備品RMFガイドライン案の作成

契約相手方は、官側から提供される既存の調査・検討成果を確認するとともに、必要な補足調査及び分析を行った上で、官側による装備品RMFガイドラインの作成及び関係する通知、要領その他の規則等の制定又は改正に係る検討に供するため、既存の情報システムにお

けるリスク管理枠組み（RMF）実施要領との整合を確保しつつ、航空機、艦船、車両等の装備品の特性を踏まえ、装備品に対するRMFの適用手順を整理したガイドライン案を作成すること。

2.3.2.1 装備品RMFガイドライン案の作成方針

ガイドライン案の作成に当たっては、単に管理策の一覧又は対応表を作成するのではなく、装備品のライフサイクル全般を通じたRMFの適用、認可境界及び評価単位の整理、評価単位ごとの管理策の重点化、評価結果の集約、残存リスク評価、承認判断並びに継続監視に至る一連のプロセスを具体化するものとし、次に掲げる方針に基づき作成するものとする。

- a) 特定の固有装備品に限定されるものではなく、航空機、艦船、車両等の一般的な装備品に適用可能なものとして作成すること。
- b) 装備品の完成後又は運用開始直前にRMFを適用する場合のみならず、装備品の要求定義、設計、開発、改修、試験評価、維持整備及び運用の各段階において、RMFに基づくリスク管理の観点をごどのように反映するかを整理すること。
- c) 装備品全体を一定の運用承認対象として捉え、装備品本体及びこれと関連するシステム等との関係を踏まえて認可境界を整理するとともに、装備品本体に組み込まれ、又は装備品の任務機能、制御、通信、センサ、航法、表示、火器管制、保守・整備等と一体として機能する部分について、装備品本体から独立した認可対象としてではなく、装備品RMF上の評価単位として整理すること。
- d) 「リスク管理枠組み（RMF）におけるセキュリティ管理策」との整合を確保しつつ、サブシステム、モジュール、ソフトウェア、ファームウェア、設定情報、外部接続及びインターフェース等の特性に応じて、装備品を複数の評価単位に区分し、各評価単位についてセキュリティ管理策又は管理策ファミリーを重点化して評価すること。
- e) 各評価単位に係る評価結果、評価証跡、是正計画、継続監視結果その他の情報を、装備品全体のリスク評価、残存リスク評価及び承認判断に集約又は活用する一連のプロセスを具体化すること。
- f) モジュラー・オープン・システム・アプローチ（Modular Open Systems Approach。以下「MOSA」という。）の考え方を参考として、装備品を構成するモジュール、サブシステム、外部接続及びインターフェースの特性を踏まえ、評価単位、再評価範囲及び評価結果の再利用に関する考え方を整理すること。なお、MOSAについては、装備品の設計変更又はMOSAへの適合性評価を求めるものではなく、装備品RMFにおける評価単位、外部接続、インターフェース、再評価範囲及び評価結果の再利用に係る考え方を整理するために参考とするものとする。
- g) ソフトウェア、ファームウェア及び設定情報等については、ソフトウェア部品表（Software Bill of Materials。以下「SBOM」という。）その他のソフトウェア構成情報を活用し、リスク評価に必要な情報の整理、評価証跡の整理、評価結果の再利用、構成変更時の再評価及び継続監視に関する考え方を具体化すること。
- h) 国内外における装備品その他の複雑なシステムへのRMF又はこれに類するリスク管理手法の適用に係る制度、運用事例及び実装事例を調査・分析し、その適用対象、適用条件、実施方法、運用実績、効果、制約及び課題を整理した上で、防衛省の組織、制度、運用環境との差異並びに防衛省への適用可能性を検討し、その結果をガイドライン案に反映すること。先行事例等の調査・分析に当たっては、公的機関が公表する文書、運用主体が作成した資料、実装又は評価に係る報告書その他出典及び内容を確認できる資料を使用し、調査対象、使用資料、情報の入手時点及び分析上の制約を明らかにすること。

2.3.2.2 装備品RMFガイドライン案に含める事項

ガイドライン案には、少なくとも次に掲げる事項を含めるものとする。なお、各事項の具体的な粒度、様式及び記載例の範囲については、対象装備品の特性、利用可能な資料及び検証結果を踏まえ、官側と協議の上、定めるものとする。

- a) ガイドラインの適用範囲、基本的考え方及び既存の情報システム向けRMF実施要領との関係
- b) 装備品を一定の運用承認対象として捉える場合における、装備品本体、内部構成品及び装備品本体と一体として機能する部分の取扱い並びに外部支援システム、保守・整備システム及び外部接続先との関係を踏まえた認可境界の決定手法
- c) 装備品の任務、運用形態、ライフサイクル、外部接続、保守・整備経路、ソフトウェア等の更新方法、サプライチェーン並びに装備品で取り扱う情報区分及び性質等を踏まえたリスク分析・評価手法並びに様式
- d) サブシステム、モジュール、ソフトウェア、ファームウェア、設定情報、外部接続及びインターフェース等の特性を踏まえた評価単位の整理方法
- e) MO S Aの考え方を参考とした、評価単位、外部接続、インターフェース、再評価範囲及び評価結果の再利用に関する整理方法
- f) S B O Mその他のソフトウェア構成情報を活用した、ソフトウェア、ファームウェア及び設定情報等に係るリスク評価、再評価、評価結果の再利用及び継続監視に関する整理方法
- g) 評価単位ごとの任務機能、情報種別、外部接続及び重要度を踏まえた評価観点の整理方法並びに重点的に適用する管理策又は管理策ファミリーの選定方法
- h) 選定した管理策について、装備品全体で実施する管理策、評価単位ごとに実施する管理策、共通統制として整理する管理策、他の統制から継承する管理策及び該当なしとする管理策の整理方法並びに評価単位について個別の運用承認ではなく評価のみを実施する場合の整理方法
- i) 複数の評価単位を有する装備品について、セキュリティ計画書又はこれに相当する資料に評価単位ごとの記載を含め、セキュリティ評価結果、評価証跡、未対応事項、代替策、是正計画及び残存リスクを整理する方法並びに各評価単位に係る評価結果、評価証跡、是正計画及び継続監視結果を装備品全体のリスク評価、残存リスク評価及び承認判断に集約又は活用する方法
- j) 装備品の要求定義、設計、開発、改修、試験評価、維持整備及び運用の各段階において、整理すべき事項、作成又は取得すべき資料、評価証跡、関係者の役割分担及び次段階への引継事項
- k) 構成変更、部品換装、機能追加、ソフトウェア更新又は脆弱性是正が生じた場合における、影響を受ける評価単位、再評価範囲、評価結果の再利用及び継続監視の考え方
- l) 管理策又は対応策の適用に伴い、装備品の任務遂行、安全性、可用性、リアルタイム性、保守性その他の性能又は運用に影響を与える可能性のある事項を整理する考え方
- m) 装備品RMFを実施する際に使用する各種様式及び記載例

2.3.3 ガイドライン案の検証

契約相手方は、2.3.2で作成した装備品RMFガイドライン案の妥当性を確認するため、実際の装備品について、当該ガイドライン案を試行的に適用し、その結果を報告すること。また、検証結果を踏まえ、ガイドライン案の改善点を整理し、官側と協議の上、必要な修正を行うものとする。

2.3.3.1 ガイドライン案の検証対象

検証対象は、陸上装備品、海上装備品及び航空装備品の各類型につき1件以上、計3件を基本

とする。契約相手方は、検証に当たり、対象装備品に係る情報の入手可能性、装備品の特性及び検証の目的等を踏まえ、検証対象の装備品及び対象ごとの検証範囲を官側と協議の上、定めるものとする。

検証は、公開情報、官側から提供される資料、官側へのヒアリング、既存資料の確認その他官側が認める方法により、利用可能な情報の範囲で実施するものとし、実際の運用承認の取得又は実機に対する詳細な技術試験を目的とするものではない。

検証に必要な情報の全部又は一部が入手できない場合には、契約相手方は、不足する情報、不足により確認できない事項及び検証結果に与える影響を整理し、官側と協議の上、検証範囲及び検証方法を調整するものとする。

2.3.3.2 ガイドライン案の検証事項

契約相手方は、各対象装備品について、対象ごとの検証範囲及び利用可能な情報を踏まえ、官側と協議の上、次に掲げる事項の全部又は一部を実施するものとする。ただし、検証を通じて、次に掲げる事項の全てを検証対象に含めるものとする。

- a) 対象装備品の任務、運用形態、主要な構成、外部接続、保守・整備経路、ソフトウェア等の更新方法、サプライチェーン及び対象装備品で取り扱う情報の区分及び性質等を整理すること。
- b) 対象装備品を一定の運用承認対象として捉える場合における、装備品本体、内部構成品、装備品本体と一体として機能する部分、外部支援システム、保守・整備系システム及び外部接続先の取扱いを踏まえ、認可境界案を作成すること。
- c) 対象装備品について、サブシステム、モジュール、ソフトウェア、ファームウェア、設定情報、外部接続及びインターフェース等の特性に応じて、装備品RMF上の評価単位を試行的に整理すること。その際、MOSAの考え方を参考として、モジュール、外部接続及びインターフェース等の関係を整理し、これらと装備品RMF上の評価単位との対応関係並びに評価結果を再利用できる範囲について整理すること。
- d) 対象装備品に係るSBOMその他のソフトウェア構成情報、脆弱性情報、構成管理情報、更新履歴、開発・試験証跡その他の評価に利用可能な資料又はデータ項目の有無及び不足事項を整理すること。
- e) 評価単位ごとの任務機能、情報種別、外部接続、重要度及び評価観点を整理し、重点的に適用する管理策又は管理策ファミリーを試行的に選定すること。
- f) 複数の評価単位を有する装備品について、評価単位ごとにセキュリティ計画書又はこれに相当する資料を試行的に作成し、入手可能な範囲の情報で、セキュリティ評価結果、評価証跡、未対応事項、代替策、是正計画及び残存リスクを整理する方法並びにこれらを装備品全体のリスク評価、残存リスク評価及び承認判断に集約又は活用する方法を試行的に整理すること。
- g) 構成変更、部品換装、機能追加、ソフトウェア更新又は脆弱性は正が生じた場合に、影響を受ける評価単位、再評価範囲、評価結果の再利用及び継続監視に係る論点を整理すること。
- h) 管理策又は対応策の適用に伴い、対象装備品の任務遂行、安全性、可用性、リアルタイム性、保守性その他の性能又は運用に与える可能性のある影響を整理すること。
- i) ガイドライン案を対象装備品に試行的に適用した結果並びに国内外の先行的な制度、運用事例及び実装事例の調査・分析結果を踏まえ、ガイドライン案に採用した考え方及び手法の妥当性及び適用可能性を確認し、ガイドライン案の改善事項、制度化に当たっての課題、関係部署との調整事項及び今後の検討事項を整理すること。

2.3.4 装備品RMFガイドラインの作成及び制度化に係る検討支援

契約相手方は、2.3.2 及び 2.3.3 の成果を踏まえ、防衛省において装備品にRMFを適用するために必要となる通知、要領その他の規則等の制定又は改正に向けた検討を支援すること。

支援内容には、少なくとも次に掲げる事項を含むものとする。

- a) 装備品へのRMF適用に必要な規定項目案の整理
- b) 通知、要領その他の規則等に盛り込むべき事項の整理
- c) 条文化案又は記載例の作成
- d) ガイドライン案、様式及び記載例との整合性確認
- e) 官側説明用資料の作成
- f) 関係部署との協議において想定される論点及び回答案の整理

3. 契約相手方の要件等

契約相手方は、本役務の実施に当たって次の体制を確保し、これを変更する場合には、事前に官と協議するものとする。

3.1 契約相手方の要件

- a) NIST SP 800-37 Rev.2 及び NIST SP 800-53 Rev.5 その他RMFにおける評価、継続監視、ソフトウェア及びサプライチェーン・リスク管理に関する関連 NIST 文書の知見を有していること。
- b) 令和5年3月31日に改正された訓令第26条及び同訓令第27条の2の規定に基づく情報システムの運用承認又はリスク分析・評価に係る支援業務の実績を有すること。
- c) 航空機、艦船、車両その他の装備品について、装備品の構成、任務・運用形態、保守・整備、構成管理、ソフトウェア構成情報又はサプライチェーン・リスク管理に関する知見を有し、当該知見を踏まえて装備品に対するRMF適用手順の整理を支援できること。
- d) ISMS(ISO/IEC27001)の認証を取得していること。
- e) COBIT、CMMI その他これらに類するプロセスモデル又はリスク管理の枠組みに基づく制度、手順若しくはガイドラインの構築、運用又は改善を支援した実績を有すること。

3.2 役務員の要件

- a) 契約の履行に必要な業務に従事する者、かつ、履行中に知り得た情報の保全を確実に行うことができる者（以下「業務従事者」という。）を確保すること。
- b) **本役務を統括する責任者となる業務従事者**
 - 1) 令和5年3月31日に改正された訓令第26条及び同訓令第27条の2の規定に基づく情報システムの運用承認又はリスク分析・評価に係る支援の業務に責任者又は責任者に準ずる立場として従事した実績を有すること。
 - 2) 以下のいずれかの資格または同等以上の能力を有すること。
 - ・ PMP（プロジェクトマネジメント・プロフェッショナル）
 - ・ 情報処理技術者試験（プロジェクトマネージャ）
 - ・ 技術士（情報工学部門）又は技術士（総合技術監理部門のうち情報工学を選択科目とした者）
- c) **主任者、チームリーダー等となる業務従事者**
 - 1) NIST SP 800-37 Rev.2 及び NIST SP 800-53 Rev.5 その他RMFにおける評価、継続監視、ソフトウェア及びサプライチェーン・リスク管理に関する関連 NIST 文書の知見を有していること。
 - 2) 令和5年3月31日に改正された訓令第26条及び同訓令第27条の2の規定に基づく情報システムの運用承認又はリスク分析・評価に係る支援の業務に責任者又は責任

者に準ずる立場として従事した経験を有すること。

3) 以下のいずれかの資格又は同等以上の能力を有すること。

- ・ CISSP
- ・ CIA、CISA 又は CRISC
- ・ 情報処理安全確保支援士、システム監査技術者又は公認情報セキュリティ監査人 (CAIS)
- ・ 技術士（情報工学部門）又は技術士（総合技術監理部門のうち情報工学を選択科目とした者）
- ・ ISMS 主任審査員

4) 主任者又はチームリーダー等となる業務従事者のうち 1 名以上は、航空機、艦船、車両その他の装備品について、装備品の構成、任務・運用形態、保守・整備、構成管理又はサプライチェーン・リスク管理に関する知見を有すること。

d) 本役務の実務を担当する業務従事者

1) NIST SP 800-37 Rev. 2 及び NIST SP 800-53 Rev. 5 その他 RMF における評価、継続監視、ソフトウェア及びサプライチェーン・リスク管理に関する関連 NIST 文書の知見を有していること。

2) 令和 5 年 3 月 31 日に改正された訓令第 26 条及び同訓令第 27 条の 2 の規定に基づく情報システムの運用承認又はリスク分析・評価に係る支援の業務経験を有する者を複数人含めること。

3) COBIT、CMMI その他これらに類するプロセスモデル又はリスク管理の枠組みに基づく制度、手順若しくはガイドラインの構築、運用又は改善を支援した実績を有する者を複数人含めること。

e) 原則として全ての業務従事者（再委託先を含む。）は、日本国籍を有していること。

f) 上記の業務従事者は、それぞれに掲げるもののほか、履行に必要な又は有用な経歴、知見、資格及び実務経験を有すること。また、業務従事者が他の手持ち業務等との関係において履行に必要な業務所要に対応できる態勢にあること。

4. 業務従事者の申請

契約相手方は、本役務に従事する者について、役務関係者名簿（氏名、国籍、所属、主たる担当業務及び主たる作業場所）を契約後速やかに作成し、支出負担行為担当官に提出して承認を得るものとする。また、本役務に従事する者の追加又は変更が生じた場合には、遅滞なく支出負担行為担当官の承認を得るものとする。

5. 情報の保全

5.1 契約を履行する一環として収集、整理、作成等を実施して得られた情報の取扱い

a) 契約相手方は、業務関係書類の作成等を会社で行う場合、使用するパソコンについては、情報の流出について万全を期すため、ファイル交換ソフトをインストールしないものを使用するとともに、ウイルス対策ソフトをインストールした上で、ウイルス定義ファイルを常に最新のものとする。また、業務従事者等が個人で所有しているパソコンを使用してはならない。なお、第三者に従事させる場合も同様とする。

b) 契約相手方は、本契約の履行に際し知り得た保護すべき情報（情報セキュリティ通達第 2 項第 1 号に規定する情報をいう。）その他の非公知の情報（以下「保護すべき情報等」という。）の取扱いに当たっては、情報セキュリティ通達における添付資料「装備品等及び役務の調達における情報セキュリティの確保に関する特約条項」及び別紙「装備品等及び役務の調達における情報セキュリティ基準」に基づき（保護すべき情報に該当しない非

公知の情報にあっては、これらに準じて)、適切に管理するものとする。この際、特に、保護すべき情報等の取扱いについては、次の履行体制を確保し、これを変更した場合には、遅滞なく官に通知するものとする。

- 1) 契約を履行する一環として契約相手方が収集、整理、作成等した情報が、保護すべき情報（情報セキュリティ通達第5項第4号の規定に基づく解除をしようとする場合に、同号に規定する確認を行うまでは保護すべき情報として取り扱うものとする。）として取り扱われることを保障する履行体制
 - 2) 発注者の同意を得て指定した取扱者以外の者に取り扱わせないことを保障する履行体制
 - 3) 発注者が書面により個別に許可した場合を除き、受注者に係る親会社、地域統括会社、ブランド・ライセンサー、フランチャイザー、コンサルタントその他の受注者に対して指導、監督、業務支援、助言、監査等を行う者を含む一切の受注者以外の者に対して伝達又は漏えいされないことを保障する履行体制
- c) 保護すべき情報については表1のとおりとする。

表1－保護すべき情報

番号	保護すべき情報	保護すべき情報の詳細	企業で取り扱う際の留意事項
1	本役務の実施に際して官側から提供され、又は本役務の過程で作成される非公知の装備品に関する情報	本役務の実施に必要な装備品、装備品を構成するサブシステム、関連する情報システム、外部接続先、保守・整備経路、ソフトウェア構成情報、脆弱性情報、構成管理情報、評価証跡等の設計、機能・性能、構成、設定、運用又はセキュリティポリシーに関する情報。ただし、公刊情報その他官側が保護すべき情報に該当しないと認めた情報を除く。	官側との調整又は提出書類の作成等を通じて、非公知の装備品の設計、機能・性能、構成、設定、運用又はセキュリティ上の特性が明らかとなり、又は類推できる場合は、保護の対象とする。
2	「対外厳秘」、「注意」、「記入後注意」（情報を記入したものに限る）、「部内限り」、「非開示」、「一部開示」、「部分開示」、「一部非開示」、「機密性2」が記載された情報	—	
3	「受注者限り」との条件で発注者から提供を受ける情報	—	
4	契約を履行する過程で発生する番号1から番号3までのいずれかの情報を含む情報	—	

6. 提出書類

契約相手方は、表 2 に示す書類を提出し、官の承認を得ること。

役務実施報告書（最終報告）には、少なくとも次に掲げる事項を含めるものとする。

- a) 国内外の先行的な制度、運用事例及び実装事例の調査・分析結果
- b) 先行事例等と防衛省の制度、組織、装備品の特性及び運用環境との差異並びに防衛省への適用可能性
- c) ガイドライン案に採用し、又は採用しなかった主な考え方及び手法並びにその理由
- d) 2.3.3 に基づく検証対象ごとの検証結果
- e) 2.3.4 に基づき作成した規定項目案、条文化案又は記載例、官側説明用資料並びに想定される論点及び回答案

表 2 提出書類の一覧

番号	書類の名称	部数	提出期限	媒体
1	実施計画書	1	契約締結日から 1 か月以内	電子媒体
2	実施体制表	1	契約締結日から 1 か月以内	電子媒体
3	役務関係者名簿	1	契約締結後速やかに	電子媒体
4	役務実施報告書（月報）	1	翌月 7 営業日まで	電子媒体
5	ガイドライン案（各種様式及び記載例を含む。）	1	令和 9 年 2 月 26 日まで	電子媒体
6	役務実施報告書（最終報告）	1	令和 9 年 3 月 31 日まで	電子媒体

7. 貸付品

- a) 本契約の遂行に当たり必要となる官の保有する文書等について、官と調整の上、無償で貸付け又は閲覧することができる。貸付け又は閲覧の可否、範囲及び方法は、資料の保有状況、情報保全上の制約その他の事情を踏まえ、官側が指定するものとする。貸付場所は、官が指定する場所とし、貸付期間は、契約期間中とする。
- b) 契約相手方は、官の保有する資料の貸与を受ける場合はその取扱いに留意し、法令、関連規則等に従い、官が指定する条件を遵守すること。

8. 官側の支援

契約相手方は、本役務の実施に当たり官側の支援を必要とする場合には、官側と調整の上、次の事項について無償で支援を受けることができる。

- a) 立入りに関する事項
- b) 事務室、机、椅子、パソコン、内線電話、水及び電気
- c) その他、官側が必要と認めた事項

9. 検査

本仕様書に基づく検査は、整備計画局サイバー整備課支出負担行為担当官補助者が実施する。

検査は、提出書類の記載内容が本仕様書に適合していること、必要に応じて関連文書が適切に参照されていること、先行的な制度、運用事例及び実装事例について実運用実績又は実

装実績を含む調査・分析が行われていること、当該調査・分析結果とガイドライン案の内容との対応関係が明示されていること、検討の前提、使用資料、検討方法、制約事項及び結論に至る過程が明示されていること並びに検証結果及びその根拠が客観的に確認できることについて行う。

検査の結果、不適合が認められた場合には、契約相手方は、官側の指示に従い、必要な修正を行うものとする。

10. その他

- a) 本役務により新たに作成された成果物に係る所有権及び著作権（著作権法第 27 条及び第 28 条に規定する権利を含む。）は、成果物の引渡しをもって防衛省に移転するものとし、当該移転の対価は契約金額に含まれるものとする。
- b) 契約相手方は、成果物について著作者人格権を行使せず、成果物の作成に関与した者をして著作者人格権を行使させないものとする。
- c) 契約相手方が従前から保有する知的財産又は第三者が権利を有する著作物等を成果物に使用する場合は、事前に官側の承認を得るものとする。この場合において、契約相手方は、防衛省が当該成果物を基に装備品 RMF ガイドライン、通知、要領その他の規則等を作成するため、及び当該成果物を複製、改変、翻案、公表し、又は他の装備品若しくは他の事業に利用するために必要な権利を確保するものとする。
- d) 契約相手方は、成果物が第三者の権利を侵害しないことを保証し、権利侵害に関する紛争が生じた場合は、自己の責任及び費用で解決するものとする。
- e) 契約相手方は、本役務の履行に当たり、第三者に従事させる必要がある場合には、「情報システムに関する調達に係るサプライチェーン・リスク対応のための措置について（調達）」に定める特約条項を適用する。
- f) 各機関の長が定めた立入禁止場所に立ち入る場合は、各機関の立入手続に従い所要の手続を実施するものとする。
- g) 本役務において使用する物品等は、「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」の基準を満たすものであること。ただし、基本方針の改定があった場合には、これに従うものとする。
- h) 本役務の実施に当たり、契約相手方（下請負者、再委託先を含む。）は、取り扱う情報システム等について、情報の漏えい、破壊又は障害等のリスク（未発見の意図せざる脆弱性を除く。）を生じさせるおそれがあることを知り、又は通常期待される確認を行えば知り得たソースコード、プログラム、電子部品、機器等の埋込み若しくは組込み又は官の意図しない変更を行ってはならない。また、契約相手方は、そのような埋込み、組込み又は変更が行われないよう、必要な相応の管理を行うものとする。
- i) 契約相手方は、業務の過程において官側から指示された事項については、迅速かつ的確に実施するものとする。
- j) 契約相手方は、本仕様書に記載されていない事項や不明な点がある場合には、速やかに支出負担行為担当官等と協議し、その指示に従うものとする。